

〈第 6 分科会〉 子ども条例

1 本分科会の問題意識

子どもの権利保障のための総合条例（以下、条例）をもつ自治体数は現段階でおよそ 70 にまで達した。今後は「こども基本法」が追い風となって条例の制定は全国レベルでさらに増えていくことであろう。しかし、一方で、条例は果たして有効に機能しているのかという問いが浮かび上がる。実際、条例をもつ自治体においても「かけがえのない存在」であるはずの子どもの事件や事故は続いている。これまでの私たちの活動の主眼は、なによりもまず子どものための条例をつくることであった。それはそれで大きな意味があった。しかし、子どもの権利条約の批准から 30 年経った今、なすべきことは、あらためて条例自体の有効性を「検証」することではないか。これが本分科会の問題意識である。①条例制定のプロセスに問題はないか、②条例の内容（条文自体）に問題はないか、そして、③条例そのものが「検証」可能なものになっているか。この 3 点に加え、条例が「子どもの権利ベース」になっているかも重要なポイントとなるだろう。

2 4 つの報告

分科会は吉永省三氏（千里金蘭大学）の基調報告から始まった。氏は、上述の問題意識に加え、条例と「こども基本法」との関係の検討を柱に据えながら、本分科会のテーマが「より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ」であることを明確にした。

分科会では、以下の 4 本の報告があったが、報告者が、政策担当課、教育委員会、市民（NPO）、議員という、それぞれが子ども条例にかかわりながらも、互いに性格の異なるアクターであったことは幸いであった。報告者の多様性は分科会のテーマへの異なる角度からの切り込みを可能にし、後の質疑での議論の深化に大いに役立つものとなった。

東京都豊島区の河野光氏（子ども家庭部子ども若者課）の報告で印象的だったことは、同区の条例が“一日にして為った”ものではないことであつた。条例制定は 2006 年であるが、その後、2010 年「子どもの擁護委員」設置、2018 年「子どもの権利委員会」設置、2020 年「としま子ども会議」設置、そして、2023 年「としま子どもの権利相談室」開設というように、年を経て同区の条例はより権利ベースになり、それと並行して、子どもの意見表明や社会参加の取組みも充実していった。これは、これから条例を制定しようとする自治体も含めて参考になることだろう。また、施策の検証という点において、同区が、従来の定量的な評価に加えて「子どもの権利委員会」による定性的な評価を開始したことも注目に値しよう。

二番目の愛知県日進市の桃原勇二氏（学校教育部学校教育課）の報告のインパクトの大きさは、会場参加者の次のような一言によくあらわれている。「教育委員会からの報告なので、ありきたりの話かと思っていたら、ものすごくチャレンジングなので驚いた。」

例えば、同市では、学校改修工事において、そのプロセスに一貫して当該学校の子どもたちが参加している。子どもらは防災ずきんをかぶりながら、工事事業者の説明を聞き、質問し、意見をいい、「自分たちの学校」をより良いものにしようとしている。そこでは、改修工事はもはや迷惑行為ではなく、子どもたちの教育の機会であり、権利実現の場ともなっている。とかく教育委員会は子ども条例には後ろ向きと捉えられがちであるが、同市はまったく逆である。いまだ教育現場で子ども条例のある強みを活かし切れていないことを問題としながら、条例を意識し、これと連動する学校教育をつくっていかうとしている。さらに、子どもの権利ベースでの紛争解決の仕組みづくりにも挑戦している同市の取組みは、全国の教育委員会のモデルともいえるものだろう。

三番目の報告は、とよはし「子どもスマイル会議」の江坂雅世氏（代表）によるものであつた。

同会議は豊橋市に子ども条例をつくるために2013年に結成されたものである。12年にわたる活動のなかで計9回の議会陳情をおこない、昨年9月、ようやく趣旨採択にまでこぎつけた。その間、権利条約や条例に関する勉強会や学習会、講演会をおこないながら、議会や市民に向けて発信し続けてきた努力は計り知れない。付言すれば、その学習会の参加者の一人が、昨年11月に就任した現豊橋市長である。報告から見てくるとは、条例制定のプロセスの重要性である。首長の一言により短期間で条例を制定できた自治体もある一方で、すでに“開店休業”状態に陥っている自治体も存在している。なにが問題なのか。本報告からは、条例づくりにおいて、また、条例の運用、検証においても、それを支える市民やNPOの活動が必要不可欠であることが浮かび上がってくる。今後「こども基本法」を契機として全国に条例が制定されていくことを考えると、大変示唆に富む報告であったといえよう。

最後の報告は、桑名市議会の森下幸泰氏（副議長・前教育福祉委員会委員長）によるものであった。本市条例は昨年12月に制定された最もホットなものであるが、議員提案によって成立したことが大きな特色である。特筆すべきは、その制定過程において、市民や子どもたちからの意見のみならず、議員自ら手分けして市内の学校を訪問し、意見交換会をおこなったことである。子どもの権利擁護委員制度の導入についても、子どもに身近な市町村にこそ必要であることを他部会の議員たちに説いて、条例に入れ込むことができたこととであった。加えて、条例中に条例の評価と検証、見直し規定を置いたことも注目される。同じ三重県の津市で「子どもになんの権利があるのか」と発言して炎上する議員がいるなかで、同氏の報告からは、子どもの権利への理解と真摯な思いが伝

わってきて、あらためて、議員の質の確保と議員への啓発の意味を考えさせられる報告でもあった。

3 意見交換

午後の意見交換では、午前中の4つの報告を受けて、市民の立場で子どもの権利を基盤とするアプローチを実践する三者から意見表明がなされた。東京都小金井市の子どもの権利条例やオンブズパーソン制度化にかかわってきた市民からは「条例はできて終わりではない。その運営や検証に市民が参加することが重要だ」と体験を交えて語られた。また、大阪府泉南市の子どもの権利条例に基づく検証のための委員会に市民委員として参加する市民からは、条例上に市民参加を明確に位置づけることが、条例を実際に活かすために重要不可欠だとの経験が語られた。そして、島根県浜田市の市民グループからは、長年にわたって条例制定の働きかけを市民運動として進めてきたなかで、子どもの権利のための議員連盟が形成されてきたことなど、条例制定を求める市民運動の意味と意思が語られた。

午後の質疑を通して明らかになったことは、本分科会のテーマである「実効性のある条例」であるためには、条例の制定・運用・検証において、担当部署のみならず、報告者のような様々なアクターが意見交換し、その役割を果たしていくことの大切さであった。条例は議会で作れば終わりということではない。市民も加わり、議会のなかでつねにこどもの権利が検証され、議論されるような仕組みづくりが求められている。そのプロセスを通してはじめて、行政と議会、市民の真のパートナーシップも築かれていくことだろう。

松原 信継（清泉女学院大学）